

2026 年 9 月 4 日

むつ市長 山 本 知 也 殿

核の中間貯蔵はいらない！下北の会

代表 野 坂 庸 子

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿 部 一 久

奥 村 榮

古 村 一 雄

**「むつ中間貯蔵施設の協定外事業者との共同利用」に関する申し入れと
公開質問状の提出について**

日頃の市民のための市政へのご尽力につきまして心より感謝申し上げます。

さて、貴職は去る 8 月 7 日、使用済み核燃料の中間貯蔵施設について、運営するリサイクル燃料貯蔵及び親会社の東京電力、日本原子力発電幹部と市役所で面会し、立地協定以外の他電力会社の使用済み核燃料の搬入も認める「事業者間連携」について、中長期の搬入計画を示すよう要請したことが報じられました。

しかし、このことは本来の立地協定に反することはもとより一昨年の安全協定締結時にも否定されていたものです。私ども両団体が最も懸念してきた大きな問題のひとつであり、到底容認できる内容ではありません。

つきましては以下の観点から、下記により貴職に対して申し入れすると共に別紙による公開質問状を提出するものです。ご多用中、恐縮ですが文書による回答を求めるものです。

《申し入れの要旨》

- ① むつ中間貯蔵施設は、立地基本協定及び操業に関する安全協定は、県とむつ市が共同で事業者と締結し、その過程において県民、県議会、むつ市民、むつ市議会を初め多くの関係者の意見を聴いて進めてきた事業であり、むつ市、むつ市議会だけの議論、判断だけで決定できるものではないのでしょうか。
- ② 協定 2 社以外の施設「共同利用」については、青森県議会全員協議会（2005 年 5 月開催）において、自民党系議員の質問に当時の東京電力社長が実施しないことを明確に表明し、そのことが青森県議会として同施設の受け入れを容認した大きな要素となったものと理解しており、このことをないがしろすることは到底理解しがたいと思います。
- ③ また、2020 年 12 月に電気事業連合会関係者及び経産省関係者が来県し、当時の県知事及びむつ市長に協力を求めたにもかかわらず同意を得ることが出来ず、とりわけ宮下市長（当時）は『むつ市は核のゴミ捨て場ではない』と明確にこれを拒絶した経緯があります。引き続き、この立場を堅持すべきと考えます。
- ④ 貯蔵期限終了後の搬出先とされる六ヶ所再処理工場の完工時期が未確定な現在、かつ青森県知事が現時点で今後の使用済み核燃料の同施設搬入を保留している状況のなかで貴職が独断でこうしたことを表明することは県民・市民に大きな驚きがあります。

〔本件に関する連絡先〕

核の中間貯蔵はいらない！下北の会
事務局長 栗橋伸夫（090-8924-5462）
〒035-0035 むつ市本町 1-1

「むつ中間貯蔵施設」に関する公開質問状

核の中間貯蔵はいらない！下北の会
核のゴミから未来を守る青森県民の会

- ① 青森県知事が本年度の使用済み核燃料のむつ中間貯蔵施設への搬入を保留している現在、むつ市長は「事業者間連携」の検討を容認すると表明し、東京電力等に 5,000 トンとなる中長期計画を示すように要請し、東京電力関係者は「できるだけ早く計画を示せるよう取組み他の電力会社に声掛けする」と回答したと報じられています。事業者間連携は、実質的に共同利用であり、立地基本協定及び安全協定の趣旨に反していることについて貴職はどのように認識しているのか。
- ② この立地協定等には青森県も当事者として署名しており、貴職だけの判断で協定を超える政策を打ち出そうとしていることは独断専行と言わざるを得ず、県民、市民を欺くことに他ならないのではないか。
- ③ 貴職が容認しようとしている事業者間連携は 2 事業者が搬入不足とされる使用済み核燃料 500 トンに限定した立場に限られているのか、2 社以外との搬入比率の変更まで言及しているのか。
- ④ 2 事業者が搬入不足とされる使用済み核燃料 500 トンに相当する収入減予測について、その補填について貴職は事業者、親会社に事業者間連携以外の充足方を求める対応はあったのかどうか、またあったとすればその交渉経過を知らせていただきたい。
- ⑤ 貴職は六ヶ所再処理工場の新工程が出る前はもとより完工時期が確定する前にこうした意向を表明した理由を伺いたい。また、県知事同様、現時点では事業者間連携以前に、すでに計画されている搬入計画についても市長として拒否あるいは凍結すべきと考えるが、そうした考えはないのか伺いたい。
- ⑥ 貴職が今回の判断に至った経緯を報道で確認するなら、「宮下知事から、事業者間連携は市が判断すべきことと明言してもらったので判断した」と述べていますが、知事がむつ市長に明言した時期及びその具体的内容について伺いたい。
- ⑦ 貴職は上記⑥の知事発言について『事業者間連携』の判断を貴職に委任されたと認識しているのか伺いたい。
- ⑧ 報道によればけ県の豊島環境エネルギー部長は 8 月 7 日事業者に対して「事業者間連携は立地基本協定に想定されていない。5,000 トン達成する必要があるとの合理的説明がなければ議論の俎上に上がらない」、「六ヶ所再処理工場の新工程が示されない限り、事業者間連携どころか使用済み核燃料が搬入されることはない」と伝えたとされています。貴職及び市関係者はこうした発言内容を県知事及び県関係者から伝えられていたのか、いたとすればその時期とこれに対する貴職の見解について伺いたい。また、伝えられていないとすれば報道の部長発言に対する貴職の見解を伺いたい。

- ⑨ 貴職が事業者関連系の最終判断に至る今後の手続きスケジュールについて伺いたい。
- ⑩ 貴職が今後、事業者間連携を最終判断するために県知事と協議、あるいは知事の判断を聴く機会を設ける考えがあるのか、あるとすればその時期について伺いたい。
- ⑪ 知事が事業者間連携を容認しなければ貴職も同様に容認しないとするのか伺いたい。
- ⑫ 今後、事業者から搬入量が 5,000 トンとなる中長期計画が示された場合、その内容について県と協議を行うのか、また、その内容及び県との協議によっては事業者間連携を容認しないこともあり得るのか伺いたい。
- ⑬ 万が一、この事業者間連携を実際に認める立場に立つ際には立地協定の改定などは当然、必要と思われますが、その方法や手順について貴職はどのように判断しているのか。

以上